

平成 23 年度 第 14 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 23 年 11 月 1 日（火）18 時 24 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○記者

税制改正大綱なんですけれども、平成 24 年度改正と一体改革は、これで見ると、スケジュール的には平成 24 年度改正を取りまとめた上で、一体改革に入るということなんですけど、そうすると別々のものになるということなんですか。

○五十嵐財務副大臣

いえ、そうとは限らない。一応取りまとめはするんですけども、最終的に大綱が 1 本になるのか、2 本になるのか、今後の皆さんの御意見をどうまとめるかだと思います。

○記者

先ほどの全体会合の中で、政務二役折衝は持ち帰りなしで 1 回で決めるということだったんですけども、基本的にはその政務二役折衝で決めるということなんですか。それとも、項目によっては大臣折衝が行われる場合もあるということなんですか。

○五十嵐財務副大臣

これは、前もそうですけれども、二役で全部決まるとは限らないわけで、当然、折衝状況を税調本体に報告し、そして、更に検討していただいて決まるということになるんだろうと思いますから、必要があれば大臣折衝といいますか、会長・会長代行会合というのはあり得るということだと思います。

○記者

平場では要望のない項目や検討課題を基本的に議論するということなんですけれども、これも最終的に決めるときには、去年あったような 4 大臣会合を、今年は 3 大臣会合で決めるという形になるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

それは決まったわけではありませんけれども、必要があれば開かれるだろうと予想されます。

○記者

平成 24 年度改正の要望項目で、抜本改革の方に送られるものというのは、今、配偶者控除の話が出てきたと思うんですけども、それ以外にもあるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

分かりません。

○記者

今日いただいた資料で見ますと、実線が 12 月 7 日までありまして、点線が 9 日まで

あるんですが、この辺は、できれば7日に議論を終えられたいということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

はい。のりしろを考えているんだろうと思います。

○記者

それから、先ほど二役折衝が11月14日の週から1週間、翌週にかけてということなんですけれども、これは各省と1度ずつをこの1週間かけてされるということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

できれば1回で済ませたいと思っております。14日の週の後半からと申しあげましたので、休日が入っていますので、そんなに日にちはありません。

○記者

一体改革の議論なんですけれども、今日の報告ですと、復興財源の法案と3次補正予算の成立の目途が立った段階で直ちにとおっしゃっておられたんですが、これは場合によっては通常の平成24年度改正の議論と並行して進めることもあり得るということなんでしょうか。

つまり、目途が立った段階で、例えば11月の下旬ぐらいの段階で法案の通過に目途が立っていたとしたならば、この流れですとまだ平成24年度改正の議論をやっていると思うんですけれども、それと並行して一体改革の議論を進めるということもあり得るということなのか、それとも、平成24年度改正の目途がついてから一体改革に入るということなのか。

○五十嵐財務副大臣

要するに順番で、平成24年度改正が終わってから一体改革の議論は落ち着いてしたいということをございます。勉強会はあり得るということです。

○記者

大綱なんですけれども、先ほどまだ1本か、2本か分からないということと、一方で7日、9日ぐらいまでに平成24年度改正を終えた後で一体改革の議論となりますと、この段階で大綱をまとめるとはまだ決まっていないということでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

一応、まとめておいて、最終的に大綱に後で付け加わるものがあるかもしれないということです。それはまだ、大綱の作り方については協議していませんけれども、合体することもあるし、別々に出すこともあるとは思いますが。

○記者

今日の議論になった年度改正の、減税の経済波及効果のところなんですけれども、昨日も前原政調会長が講演で、この減税の波及効果について財務省に計算するように指示したという趣旨でお話しされたんですが、これはそれを財務省としても計算して、今度の平成24年度改正に反映するのかどうかというところを改めてお伺いしたいん

です。

○五十嵐財務副大臣

それは難しい問題だと思いますよ。ですから、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を壊すものとしてそれを出すということはないと思いますよ。その代わりとしてこれをやるということはないと思います。ペイ・アズ・ユー・ゴー原則はペイ・アズ・ユー・ゴー原則としてある。ただ、それとは別に、計算できるものは計算して議論するというのは悪いことではないということだと思います。

○記者

それは、要求官庁だけではなくて、やはり財務省としても、一緒になってなのかもしれないけれども、計算するという話になるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

それは場合によるんだと思います。計算しようがないものもあるでしょうし、余りにそれが一方的な、希望的な観測で出された数字だったら、それはちょっとおかしいのではありませんかという指摘をすることはあると思います。

[閉会]